

○八王子市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則

平成24年3月30日

規則第25号

改正 平成25年3月29日規則第22号 平成26年3月31日規則第16号
(題名改称)

平成27年2月20日規則第6号 平成31年3月29日規則第34号
(題名改称)

令和元年5月29日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下これらを「指定障害福祉サービス事業者等」という。）の指定、指定の更新、指定の変更その他の手続（以下「指定等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第36条第1項若しくは第38条第1項(法第41条第4項において準用する場合を含む。)、法第51条の19第1項若しくは第51条の20第1項(法第51条の21第2項において準用する場合を含む。)又は児童福祉法第21条の5の15第1項(同法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)若しくは第24条の28第1項(同法第24条の29第4項において準用する場合を含む。)の規定による指定又は指定の更新の申請は、指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者・指定障害児通所支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定(更新)申請書(第1号様式)によるものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、指定若しくは指定の更新又は申請の却下の決定をしたときは、書面により、申請者に通知するものとする。

3 法第36条第1項、法第38条第1項、法第51条の19第1項若しくは法第51条の

20第1項若しくは児童福祉法第21条の5の15第1項若しくは第24条の28第1項の規定による指定又は法第41条第1項若しくは法第51条の21第1項若しくは児童福祉法第21条の5の16第1項若しくは第24条の29第1項の規定による指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定又は指定の更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示しなければならない。

(指定の変更の申請)

第3条 法第37条第1項若しくは第39条第1項又は児童福祉法第21条の5の20第1項の規定による指定の変更の申請は、書面により行わなければならない。

(変更の届出等)

第4条 法第46条第1項若しくは第3項、法第51条の25第1項若しくは第3項又は児童福祉法第21条の5の20第3項若しくは第24条の32第1項の規定による届出は、省令第34条の23第1項、省令第34条の26、省令第34条の58第1項若しくは省令第34条の60第1項又は児童福祉法施行規則第18条の35第1項若しくは第25条の26の7第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(第2号様式)により、事業の再開に係るものにあつては再開届出書(第3号様式)により、それぞれ行うものとする。

2 法第46条第2項、法第51条の25第2項若しくは第4項又は児童福祉法第21条の5の20第4項若しくは第24条の32第2項の規定による届出は、廃止・休止届出書(第4号様式)によるものとする。

(指定の辞退)

第5条 法第47条の規定により指定の辞退をしようとする者は、指定辞退届出書(第5号様式)を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第6条 市長は、法第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)、法第51条の29第1項若しくは第2項又は児童福祉法第21条の5の24若しくは第24条の36の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の決定をしたときは、書面により、当該者に通知するものとする。

(公示)

第7条 法第51条若しくは第51条の30又は児童福祉法第21条の5の25若しくは第24条の37の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 申請者又は施設の設置者の名称

- (2) 指定等に係る事業所又は施設の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等に係るサービス又は相談支援の種類
- (5) 事業の主たる対象者
- (6) 事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、指定等に係る事業所又は施設の利用者に支障があると認めるときは、前項第2号に規定する所在地の全部又は一部を公示しないものとする。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第8条 法第51条の2第2項第3号若しくは第51条の31第2項第2号若しくは第4号若しくは児童福祉法第21条の5の26第2項第3号若しくは第24条の38第2項第2号の規定による届出又は法第51条の2第4項若しくは第51条の31第4項若しくは児童福祉法第21条の5の26第4項若しくは第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、書面により行わなければならない。

2 法第51条の2第3項若しくは第51条の31第3項又は児童福祉法第21条の5の26第3項若しくは第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、書面により行わなければならない。

(東京都等への情報提供)

第9条 市長は、指定障害福祉サービス事業者等に関する情報のうち、第7条第1項各号に掲げる事項その他市長が必要と認める事項について、東京都、他の地方公共団体その他関係機関に対し情報を提供することができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(施行のために必要な準備)

2 市長は、この規則の施行日前においても、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

附 則 (平成25年3月29日規則第22号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月20日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の八王子市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成31年3月29日規則第34号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月29日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の八王子市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第2条関係）

- 指定障害福祉サービス事業者
- 指定障害者支援施設
- 指定一般相談支援事業者
- 指定特定相談支援事業者
- 指定障害児通所支援事業者
- 指定障害児相談支援事業者

指定（更新）申請書

八王子市長

年 月 日

申請者 所在地
(設置者) 名称

代表者氏名

印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

に規定する事業所（施設）

児童福祉法

に係る指定（更新）を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者（設置者）	フリガナ 名 称		-----		
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 -)		
	法人の種類別		法人所轄庁		
	連絡先		電話番号	FAX番号	
	代表者の職名・氏名		職 名	フリガナ 氏 名	
	代表者の住所		(郵便番号 -)		
指定（更新）を受けようとする事業所・施設	フリガナ 名 称		-----		
	事業所（施設）の所在地		(郵便番号 -)		
	指定（更新）申請をする事業等の種類	指定（更新）申請をする事業等の事業開始（予定）年月日	様式	現に受けている指定の有効期間満了日（更新申請時に限る。）	備考
	指定障害福祉サービス事業者				
	指定障害者支援施設				
	指定一般相談支援事業者				
	指定特定相談支援事業者				
	指定障害児通所支援事業者				
指定障害児相談支援事業者					
事業所番号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・児童福祉法において既に指定を受けている場合			サービスの種類	

備 考

- 1 「法人の種類別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「一般社団法人」「一般財団法人」「株式会社」等の別を記載してください。
- 2 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 「指定（更新）申請をする事業等の種類」欄には、今回申請するものについて事業の種類を記載してください。
- 4 「事業所番号」欄には、八王子市において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合及び他の法律において既に指定を受けている場合は、別紙にその全てを記載してください。
- 5 申請する事業所・施設の事業等の種類に応じて付表等を添付してください。

別紙

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において既に指定を受けている事業等について

サービスの種類	事業所名	指定年月日	事業所番号（10桁）

児童福祉法において既に指定を受けている事業等について

サービスの種類	事業所名	指定年月日	事業所番号（10桁）

介護保険法において既に指定を受けている事業等について

サービスの種類	事業所名	指定年月日	事業所番号（10桁）

第2号様式（第4条関係）

変更届出書

年 月 日

八王子市長 殿

事業者 所在地
(設置者) 名称
代表者氏名

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ㊦
の規定により指

児童福祉法
定を受けた内容を次のとおり変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した 事業所（施設）	事業所番号	
	フリガナ	
	名称	
	所在地	（郵便番号 - ）
サービスの種類		
変更があった事項		変更の内容
1	事業所（施設）の名称	変更前
2	事業所（施設）の所在地	
3	事業者（設置者）の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名及び住所	
6	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 （当該事業に関するものに限る。）	
7	事業所（施設）の平面図及び設備の概要	
8	管理者の氏名及び住所	
9	サービス提供責任者の氏名及び住所	
10	サービス管理責任者の氏名及び住所	
11	相談支援専門員又は指定地域相談支援の提供に当たる 者の氏名及び住所	
12	児童発達支援管理責任者の氏名及び住所	
13	主たる対象者	
14	運営規程	
15	介護給付費等の請求に関する事項	
16	事業所の種別（併設型・空床型・単独型）	
17	併設型における利用者の推定数又は空床型・単独型に おける当該施設の入所者の定員	
18	協力医療機関・協力歯科医療機関の名称及び診療科名 並びに当該機関との契約内容	
19	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要	
20	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	
21	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	
22	その他（ ）	
変更年月日		年 月 日

- 備考 1 該当項目番号に○を付けてください。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。
3 変更した日から10日以内に届け出てください。

第3号様式（第4条関係）

再 開 届 出 書

年 月 日

八王子市長 殿

所在地
事業者名称
代表者氏名 ㊟

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 児童福祉法 の規定により指

定を受けた事業を次のとおり再開しましたので届け出ます。

再開した事業所	事業所番号	
	フリガナ 名称	
	所在地	(郵便番号 ー)
	電話番号	
休止していた期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
再開したサービスの種類		
再開した年月日	年 月 日	

- 備考 1 再開した日から10日以内に届け出てください。
2 当該事業に係る従業員の勤務体制・勤務形態一覧表を添付してください。また、休止前に届け出た事項に変更が生じている場合は、変更の届出も併せて行ってください。

第4号様式（第4条関係）

廃止・休止届出書

年 月 日

八王子市長 殿

所在地
事業者名称
代表者氏名 ㊟

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 児童福祉法 の規定により指

定を受けた事業を次のとおり廃止・休止しますので届け出ます。

	事業所番号	
廃止・休止する 事業所	フリガナ	
	名称	
	所在地	(郵便番号 —)
	電話番号	
廃止・休止の別	廃止・休止	
廃止・休止するサービスの種類		
廃止・休止する年月日	年 月 日	
廃止・休止する理由		
現に指定障害福祉サービス等を受けている者に対する措置		
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

備考 1 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

2 該当項目に○を付けてください。

第5号様式（第5条関係）

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

八王子市長 殿

所在地
設置者 名 称
代表者氏名 ㊟

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定を次のとおり辞退するので届け出ます。

	事業所番号	
指定を辞退する施設	フリガナ	
	名 称	
	所 在 地	(郵便番号 —)
指定を受けた年月日		年 月 日
指定を辞退する年月日		年 月 日
指定を辞退する理由		
現に施設に入所している者に対する措置		

備考 指定を辞退する3月前までに届け出てください。

第1号様式 (第2条関係)

第2号様式 (第4条関係)

第3号様式 (第4条関係)

第4号様式 (第4条関係)

第5号様式 (第5条関係)